

彩の国さいたま人づくり広域連合議会定例会に関する規則

平成11年8月2日

規則第13号

彩の国さいたま人づくり広域連合議会の定例会の回数を定める条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第15号）に基づく、彩の国さいたま人づくり広域連合議会の定例会は、毎年3月及び10月にこれを招集する。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。